

【報酬等に関する開示事項】

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役および監査役であります。なお、社外取締役、社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに「主要な連結子法人等（ア）」の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者（イ）」で、「当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者（ウ）」等を、「対象従業員等」として開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、「対象従業員等」に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの、およびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等でありませんが、該当する連結子法人等はありません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書に記載している対象役員の「報酬等の総額（社外役員を除く）」を、同記載の対象役員の「員数（社外役員を除く）」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。ただし、有価証券報告書記載の対象役員の「員数」には期中に就任・退任した者を含めており、「対象役員の平均報酬額」の算出根拠として用いるのは適切ではないため、算出に当たっては、当該期中就任者・期中退任者を除いております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

「対象役員」の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しており、取締役および監査役の報酬はその総額の範囲内で支給されております。取締役の報酬額につきましては取締役会に一任されております。また、監査役の報酬額につきましては、監査役の協議により決定しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2020年4月～2021年3月)	報酬等の総額
取締役会	1回	-円
指名・報酬・経営 諮問委員会	4回	-円

(注) 取締役会および指名・報酬・経営諮問委員会の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、「報酬等の総額」は記載していません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針について

当行の株主総会で定められた取締役の報酬限度額は年額560百万円以内、監査役の報酬限度額は年額150百万円以内であります。また、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額は、上記とは別枠にて年額140百万円以内であります。

当行の取締役の報酬につきましては、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定しております。具体的には、報酬は「役位別固定報酬」と「株価連動報酬」とで構成されており、「役位別固定報酬」は役位毎の責任の重さに応じて支給するとともに、「株価連動報酬」は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、中長期的な業績連動報酬として株式報酬型ストックオプションを割当てております。また、当行においては、金融機関としての健全性を重視する観点から、短期の業績に連動する報酬は導入しておりません。なお、当行の監査役の報酬につきましては、独立性を確保するため、全額固定報酬とし、報酬額は監査役の協議により決定しております。

(2) 報酬等の体系の設計および運用についての重要な変更について

① 譲渡制限付株式報酬制度の導入

2021年6月25日開催の第115期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しております。取締役（社外取締役を除く）に対し一定の譲渡制限期間が設定された当行の普通株式を付与するものであり、本制度における年間の報酬の上限は140百万円以内かつ50万株以内となります。なお、各取締役への配分については、本制度導入時の株主総会において取締役会に一任を受けております。また、本制度導入と合わせ、株式報酬型ストックオプションは既に廃止いたしました。

なお、取締役に付与済みであるストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては権利を放棄し、放棄した新株予約権の目的である株式数と同数の譲渡制限付株式を付与しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

(ア) 基本方針

当行の取締役の報酬は、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、固定報酬のみとする。

(イ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の取締役の基本報酬は、月例の役位別固定報酬とし、役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給するものとする。

【報酬等に関する開示事項】

(ウ) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行は金融機関としての健全性を重視しつつ、株主との一層の価値共有による経営意識の向上、業績向上に資する役員報酬制度について、指名・報酬・経営諮問委員会で適宜検討を行う。業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給する。非金銭報酬等は、当行株価と取締役の報酬の連動性を強め、企業価値向上に対する貢献意欲や株主との一層の価値共有による経営意識を高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、毎年一定の時期に支給する。

(エ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の役員報酬制度や種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考にし、適宜、環境の変化に応じて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会において検討を行う。取締役会（(オ)の委任を受けた代表取締役頭取）は指名・報酬・経営諮問委員会の審議の内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：賞与：非金銭報酬等＝75：5：20とする。

(オ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役頭取がその具体的内容について委任をうけ評価配分する。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、審議の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬・経営諮問委員会での審議を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等につきましては、株主総会において定められた役員報酬の総額（上限額）の範囲内で決定しております。また、対象従業員等の報酬等につきましては、当行グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっております。

なお、当行グループは対象役職員の報酬等の額のうち、業績連動部分の占める割合は小さく、また、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用しておりません。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の定量的な開示事項

REM1. 当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位：人、百万円)

項番		イ	ロ	
		対象役員	対象従業員等	
1	固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	9	-
2		固定報酬の総額 (3+5+7)	352	-
3		うち、現金報酬額	288	-
4		3のうち、繰延額	-	-
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	63	-
6		5のうち、繰延額	63	-
7		うち、その他報酬額	-	-
8		7のうち、繰延額	-	-
9	変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	-	-
10		変動報酬の総額 (11+13+15)	-	-
11		うち、現金報酬額	-	-
12		11のうち、繰延額	-	-
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	-	-
14		13のうち、繰延額	-	-
15		うち、その他報酬額	-	-
16	15のうち、繰延額	-	-	
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	-	-
18		退職慰労金の総額	-	-
19		うち、繰延額	-	-
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	-	-
21		その他の報酬の総額	-	-
22		うち、繰延額	-	-
23	報酬等の総額 (2+10+18+21)		352	-

【報酬等に関する開示事項】

REM2. 特別報酬等

(単位：人、百万円)

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員	-	-	-	-	-	-
対象従業員等	-	-	-	-	-	-

REM3. 繰延報酬等

(単位：百万円)

		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動しない調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動した調整を受けた変動額	当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額
対象役員	現金報酬額	-	-	-	-	-
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	335	-	-	-	9
	その他の報酬額	-	-	-	-	-
対象従業員等	現金報酬額	-	-	-	-	-
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	-	-	-	-	-
	その他の報酬額	-	-	-	-	-
総額	335	-	-	-	9	

- (注) 1. 繰延報酬等の残高は、ストックオプション付与時の1株当たりの発行単価に残存株数を乗じて算定しております。
 2. 当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額はストックオプション付与時の発行単価に交付株数を乗じて算定しております。
 3. 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下の通りであります。

	行使期間
株式会社千葉銀行 第1回新株予約権	2010年7月21日から2040年7月20日まで
株式会社千葉銀行 第2回新株予約権	2011年7月21日から2041年7月20日まで
株式会社千葉銀行 第3回新株予約権	2012年7月21日から2042年7月20日まで
株式会社千葉銀行 第4回新株予約権	2013年7月20日から2043年7月19日まで
株式会社千葉銀行 第5回新株予約権	2014年7月19日から2044年7月18日まで
株式会社千葉銀行 第6回新株予約権	2015年7月18日から2045年7月17日まで
株式会社千葉銀行 第7回新株予約権	2016年7月21日から2046年7月20日まで
株式会社千葉銀行 第8回新株予約権	2017年7月21日から2047年7月20日まで
株式会社千葉銀行 第9回新株予約権	2018年7月21日から2048年7月20日まで
株式会社千葉銀行 第10回新株予約権	2019年7月20日から2049年7月19日まで
株式会社千葉銀行 第11回新株予約権	2020年7月21日から2050年7月20日まで

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

該当ありません。